

広島市建設工事等競争入札調査委員会要綱

(平成18年10月20日制定・平成26年4月1日最終改正)

(設置)

第1条 市長が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）並びに随意契約（以下「競争入札等」という。）の適正な執行を図るため、広島市建設工事等競争入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事に係る競争入札（財政局契約部工事契約課において実施するものに限る。）の実施に当たり、広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行）第38条第1項の規定に基づき設定する調査基準価格に満たない価格の入札が行われた場合における当該入札者に関する調査及び契約内容に適合した履行の可能性の判断に関すること。
- (2) 建設コンサルタント業務等に係る競争入札の実施に当たり、広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成18年6月1日施行）第40条第1項の規定に基づき設定する調査基準価格に満たない価格の入札が行われた場合における当該入札者に関する調査及び契約内容に適合した履行の可能性の判断に関すること。
- (3) 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る競争入札等の入札談合に関する情報が寄せられた場合における調査及び対応に関すること。
- (4) 建設工事及び建設コンサルタント業務等の請負等の契約に係る入札等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行。以下「措置要綱」という。）第1条の2第9号に規定する入札等をいう。）に関し、措置要綱別表第18号のアからウまでに掲げる行為（以下「秘密情報を入手しようとする行為」という。）があったと認められる場合における調査及び検討等に関すること。

(調査事項等)

第3条 前条第1号に掲げる事務に当たっては、原則として、次に掲げる事項について、当該入札者に関する調査等を行い、契約内容に適合した履行の可能性を判断するものとする。

- (1) 事情聴取の実施
 - (2) 積算内訳書（当該入札又は見積合わせの入札金額又は見積金額に係る積算内訳を明らかにした書面をいい、建設工事における建設工事内訳書を含む。以下同じ。）のチェック
 - (3) 手持工事の状況
 - (4) 技術者の状況
 - (5) 過去に施工した公共工事の成績状況
 - (6) 経営状況及び信用状態
 - (7) その他必要と認める事項
- 2 前条第2号に掲げる事務に当たっては、原則として、次に掲げる事項について、当該入札者に関する調査等を行い、契約内容に適合した履行の可能性を判断するものとする。
- (1) 事情聴取の実施
 - (2) 積算内訳書のチェック
 - (3) 業務実施体制及び業務工程の状況
 - (4) 手持業務の状況
 - (5) 技術者の状況
 - (6) 過去に実施した業務委託の成績状況

- (7) 経営状況及び信用状態
 - (8) その他必要と認める事項
- 3 前条第3号に掲げる事務に当たっては、原則として、次に掲げる事項について、調査又は検討等を行うものとする。
- (1) 談合情報の信憑性の判断
 - (2) 入札関係者（随意契約にあっては、見積関係者。以下同じ。）に対する事情聴取の実施
 - (3) 入札関係者の積算内訳書のチェック
 - (4) 入札又は見積合わせの執行、延期又は取止め
 - (5) 契約の解除
 - (6) 公正取引委員会等への通報
 - (7) その他必要と認める事項
- 4 前条第4号に掲げる事務に関しては、原則として、次に掲げる事項について調査又は検討等を行うものとする。
- (1) 秘密情報を入手しようとする行為を行った事業者等（当該行為に関与したと認められる事業者等を含む。）に対する事情聴取の実施
 - (2) 秘密情報を入手しようとする行為を受けた職員がいる場合にあっては、当該職員に対する事情聴取の実施
 - (3) 前2号の事情聴取の内容の分析等
 - (4) 警察等捜査機関との協議、調整等
 - (5) 警察等捜査機関等への通報
 - (6) その他必要と認める事項
(構成等)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、第2条第2号に掲げる所掌事務のうち補償関係コンサルタント業務に関わるときは、道路交通局用地部長及び道路交通局用地部用地監理課長を委員会の構成員に加えるものとする。

- (1) 財政局契約部長
 - (2) 都市整備局次長
 - (3) 財政局契約部工事契約課長
 - (4) 都市整備局技術管理課長
 - (5) 都市整備局技術管理課建築管理担当課長
- 2 委員会に委員長を置き、財政局契約部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、都市整備局次長がその職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会での説明は、原則として当該発注工事又は当該発注業務の担当部長及び担当課長が行うものとする。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
(持回り審議)

第6条 委員長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認める場合には、表決が必要な議事に係る書類を委員に持ち回る方法により、その表決を求めることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による表決について準用する。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して会議への出席を求めるものとし、出席した関係職員は、委員の質問等に応じて、必要な意見の表明又は説明を行うものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、財政局契約部工事契約課に置く。

(準用規定)

第9条 この要綱の規定（第2条第1号及び第2号並びに第3条第1項及び第2項の規定を除く。）は、広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第2条に規定する小規模修繕の発注に係る見積合わせについて準用する。

(委任規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

(広島市建設工事競争入札調査委員会設置要領の廃止)

2 広島市建設工事競争入札調査委員会設置要領（平成8年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

2 改正後の広島市建設工事等競争入札調査委員会要綱第2条第2号の規定は、平成23年9月1日以後に入札公告等を行う案件について適用し、同日前に入札公告等を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。